

平成25年度京都府中小事業者等エネルギー対策交付金 【中長期分】エネルギー自立化対策事業 補助金の募集について

中小企業等の皆様の多様なエネルギーを活用した経営のイノベーションを支援

補助対象事業者 ー府内に事業所を有する以下の者ー

- 自社のエネルギー自立化を図る計画を有すること
- 以下の(1)～(5)のいずれかに該当するもの
 - (1)中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するもの）
 - (2)有限責任事業団体（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの）
 - (3)社会福祉法人（常時使用する従業員数が100人以下のもの）
 - (4)医療法人（常時使用する従業員数が300人以下のもの）
 - (5)上記に準ずるもので、機構理事長が特に交付の必要があると認めるもの（学校法人、農業法人等）
- ※発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人は補助対象外となります。

補助対象事業 ー府内の事業所において省エネ施設等を整備する事業及びこれに付随する事業ー

以下の要件をすべて満たす事業です

- 創エネ設備（再生可能エネルギー又はコージェネレーション発電）を新たに導入すること
- 売電（固定価格買取制度等）を行う場合は、創エネ設備と省エネ設備を組み合わせた設備導入を新たにすること
- エネルギーの自立化を図る経営計画を有すること
- 府内事業所で設備導入を行うこと
- 導入設備が自社の電力消費、節電・省エネ等に寄与すること
- 本事業が他企業の経営モデルとなること
- 本年4月15日以降に着手する事業であること

補助要件（次の要件を全て満たすこと）

- 事業計画書に基づき実施される事業であること
- 本事業の実施によって、ほかの企業のモデルとなる波及効果が見込めること
- 補助対象設備に対し、京都府など他の公的補助金を受けていない、もしくは受ける見込みがないこと
- 設備導入後に設備の運用管理が確実にできること
- ※売電のみを目的とする事業は認めません

補助率及び補助金の上下限

補助対象経費の3分の1以内（上限20,000千円、下限1,500千円、1,000円未満の端数は切り捨て）

募集期間

平成25年4月15日(月)から5月31日(金)までの間に、補助金交付申請書を、下記の申し込み先まで郵送又は持参願います。〈郵送での申請の場合は当日必着〉

なお、補助金交付申請書は、推進機構又は京都府のホームページからダウンロードできます。

採択可否の決定

申請内容を審査の上、交付の通知する予定です。

交付決定前に事業着手を行う場合は、あらかじめ事前着手届を提出いただくことで、

事業採択決定後に補助金の交付を受けることができます。（不採択の場合は補助金を受けられません。）

お申し込み・お問い合わせ

一般社団法人京都産業工コ・エネルギー推進機構

京都市右京区西京極豆田町2番地 京都工業会館2F

TEL 075-323-3840 FAX 075-323-3841

受付時間：午前9時～正午、午後1～5時（土・日・祝祭日を除く）

※ 本事業に関する問い合わせは機構の他、京都府 ものづくり振興課（TEL 075-414-4849）でも受け付けます。